

山口県報

平成20年
11月4日
(火曜日)

目次

告示
 区画漁業権の免許(水産振興課).....
 公告
 土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課).....



山口県告示第五百三十号

区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間に関する告示(平成二十年山口県告示第六十七号)に係る漁業権につき、次のとおり漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定による免許をした。

平成二十年十一月四日

山口県知事 二井 関成

免許番号	漁業権者	存続期間
内区第一号	山口市	平成二十年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
内区第二号	宇部市	" "
内区第三号	下関市	" "



(四二七) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年十一月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事業の内容
 市町名 施行地区
 長門市 泉川地区
- 二 縦覧の期間
 平成二十年十一月五日から同月二十五日まで
- 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課

事業の種類
ほ場の整備

平成
二十年
十一月
四日
発行

発行
行人
所

山口
県知
事

定価一箇月
金二千七百円（送料共）